

やまなし子育て安心保育推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 やまなし子育て安心保育推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の目的等)

第2条 この補助金は、やまなし子育て安心保育推進事業実施要綱（平成29年8月3日福祉保健部長通知）に基づき市町村が行う体調不良児対応型保育事業の実施に要する経費等の助成を予算の範囲内で行い、もって児童福祉の向上を図ることを目的とする。

ただし、国庫補助金等の他の補助金を受ける場合は、本事業の対象としない。

(補助の経費及び算出方法等)

第3条 この補助金の補助対象経費及び補助率等は、別表のとおりとし、別表で選定された額に補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、様式1による申請書を別に指定する日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、提出された申請書の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、様式2による交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更申請の手続き)

第6条 補助金の交付決定後の内容の変更（次条に規定する軽微な変更を除く。）または中止（廃止）をしようとするときは、様式3による補助金事業変更・中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第7条 前条に規定する軽微な変更は、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更とする。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、補助事業完了後、実績に基づき交付する。

(実績報告)

第9条 市町村長は、当該事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日または交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式4による実績報告書を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第10条 補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別 表

補助対象経費及び補助基準額等	補助率
<p>次の1と2とを比較して少ない方の額を選定し、実施する月数を乗じて、当該年度における補助対象額を算出する。</p> <p>1 体調不良児対応型保育を行う看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）の配置に必要な月額給与 ただし、看護師等を複数配置する場合、当該看護師等の月額給与の合計額とする</p> <p>2 補助基準額 月額10万円</p>	<p>1 / 2</p>